

障害福祉サービス等の現状

①障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。

②3障害一元化による制度格差の解消・実利用者数の推移

平成23年3月から平成24年3月にかけて障害福祉サービス利用者数全体で11.9%増加している。
一方、精神障害者の利用者数は23.3%の増加となっている。

③障害福祉サービスの現状

障害福祉サービス延べ利用者数、利用額において、生活介護、就労継続支援B型が多い。
障害児給付延べ利用者数、利用額において、児童発達支援、放課後等デイサービスが多い。

④障害福祉サービス等の利用者負担に対する配慮

平成22年4月から、実質的な応能負担として低所得の利用者負担を無料化。
障害福祉サービス利用者のうち、93.3%が無料でサービスを利用している。
給付費全体に対する利用者負担額の割合は、0.22%となっている。

⑤施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法施行時に比べ着実に減少している。
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

⑥一般就労への移行の現状

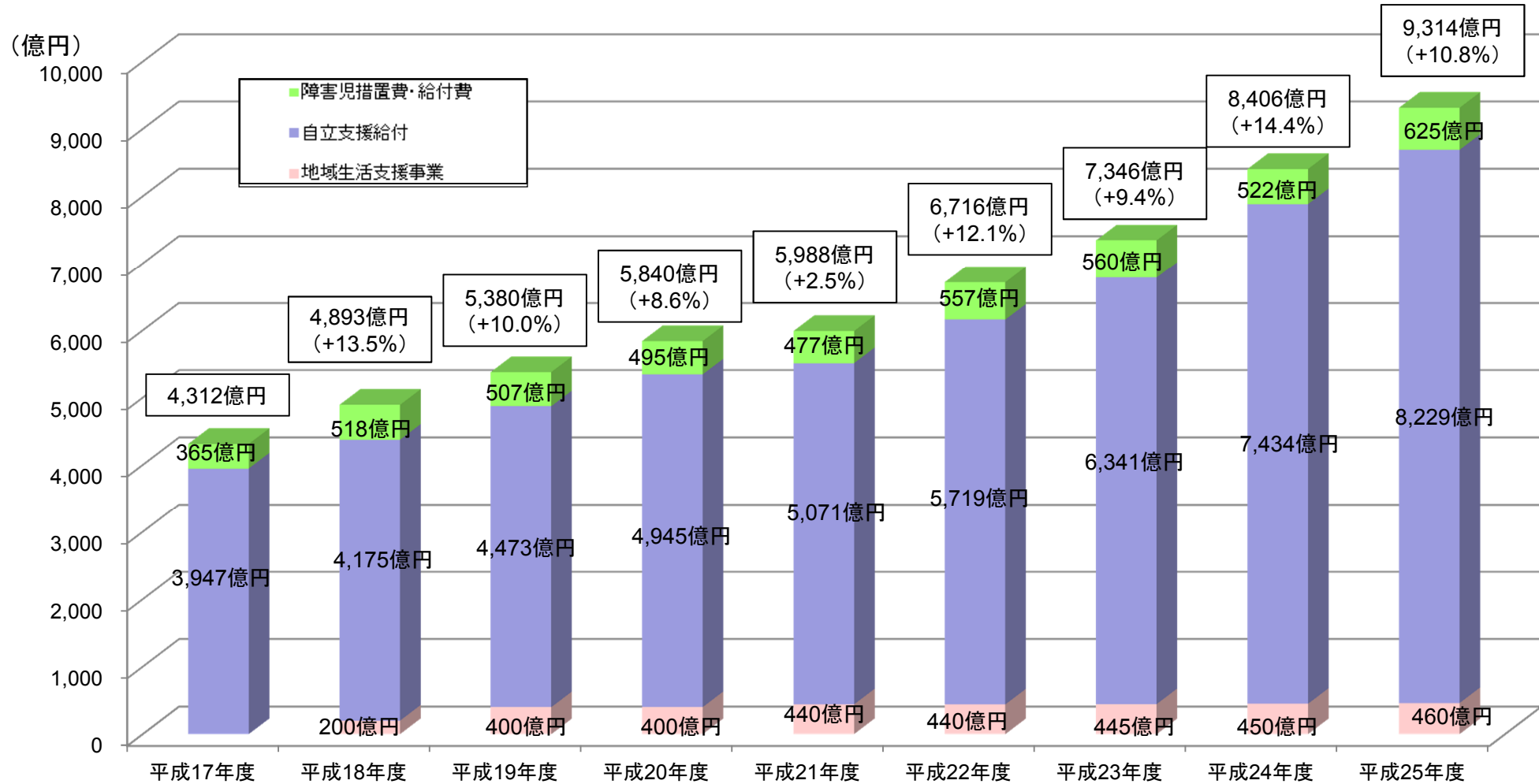
就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は約10年で4倍以上に増加している。

⑦支給決定プロセスの見直し等

サービス等利用計画については、平成24年度から対象を拡大し、平成27年度からは全ての利用者を対象とする。

障害福祉サービス等予算の推移

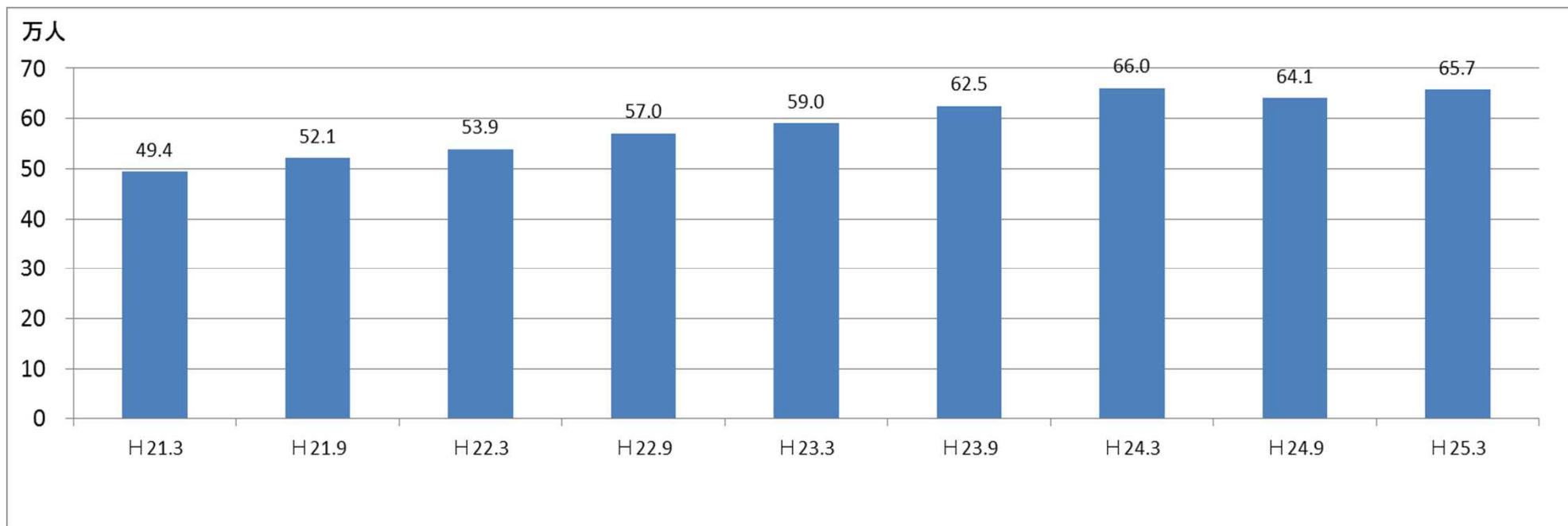
障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)
 (注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。
 (注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

3障害一元化による制度格差の解消・実利用者数の推移

平成23年3月から平成24年3月にかけて障害福祉サービス利用者数全体で11.9%増加している。
一方、精神障害者の利用者数は23.3%の増加となっている。



○平成23年3月→平成24年3月の伸び率(年率)…… 11.9%

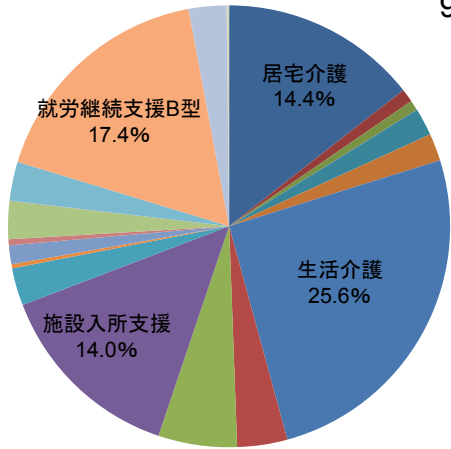
このうち	身体障害者の伸び率……	11.3%	(24年3月の利用者数)	16.6万人
	知的障害者の伸び率……	6.3%		30.2万人
	精神障害者の伸び率……	23.3%		10.5万人
	障害児の伸び率……	12.1%		8.7万人

障害福祉サービスの現状(平成25年3月)

障害福祉サービス延べ利用者数、利用額において、生活介護、就労継続支援B型が多い。

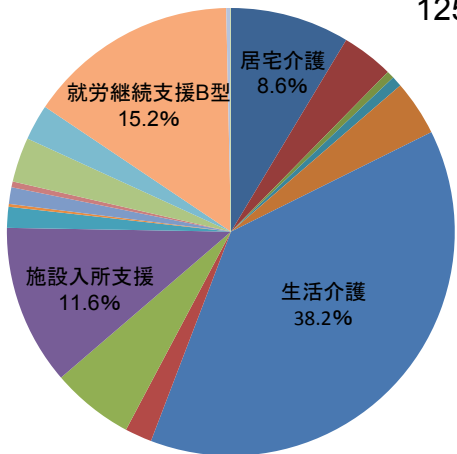
障害福祉サービス延べ利用者数

958,193人



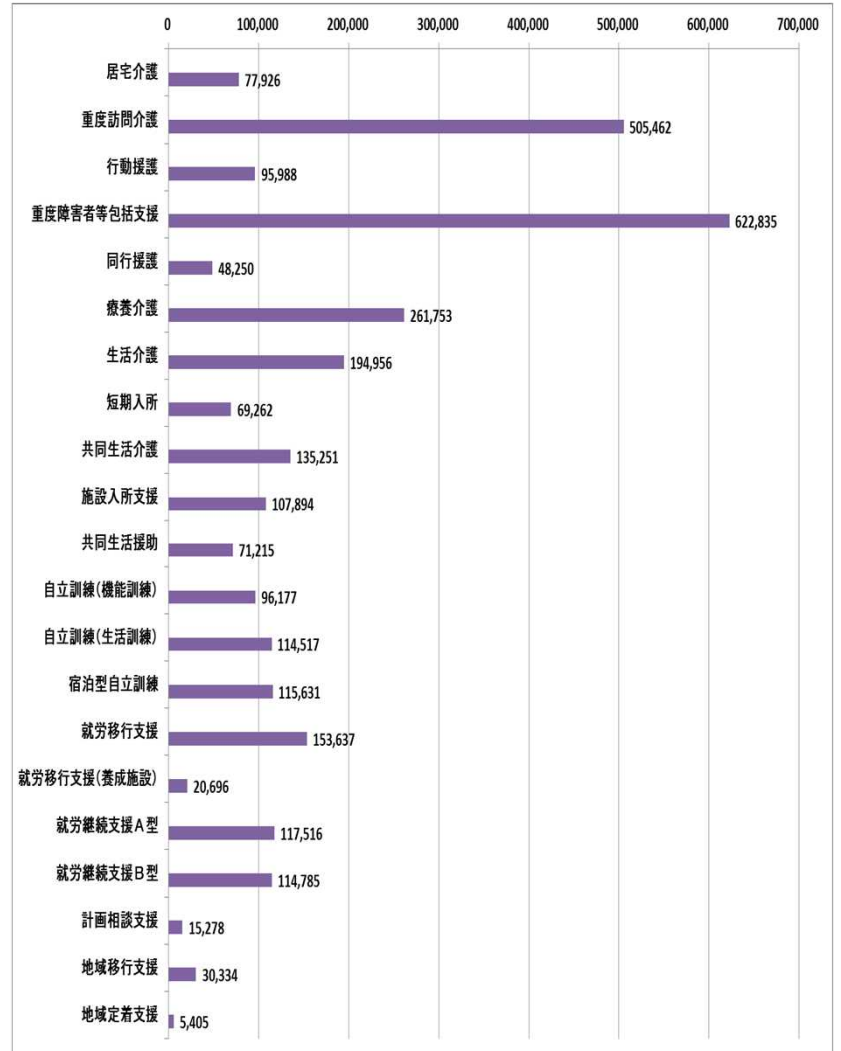
障害福祉サービス延べ利用額

125,271百万円



サービス種類別の1人当たり費用額

(単位:円)



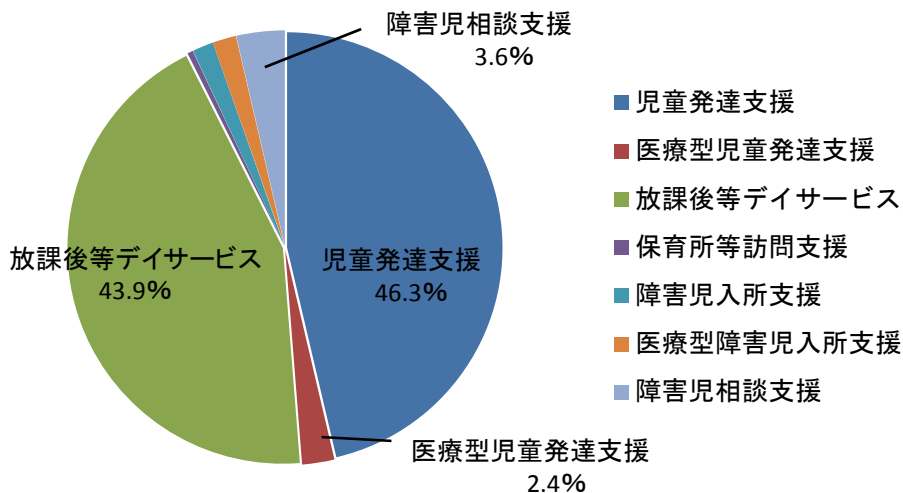
- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 重度包括
- 同行援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 共同生活介護
- 施設入所支援
- 共同生活援助
- 宿泊型自立訓練
- 自立訓練(機能訓練)
- 自立訓練(生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労移行支援(養成施設)
- 就労継続支援(A型)
- 就労継続支援(B型)
- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

障害児給付費の現状(平成25年3月)

障害児給付費延べ利用者数、利用額において児童発達支援、放課後等デイサービスが多い。

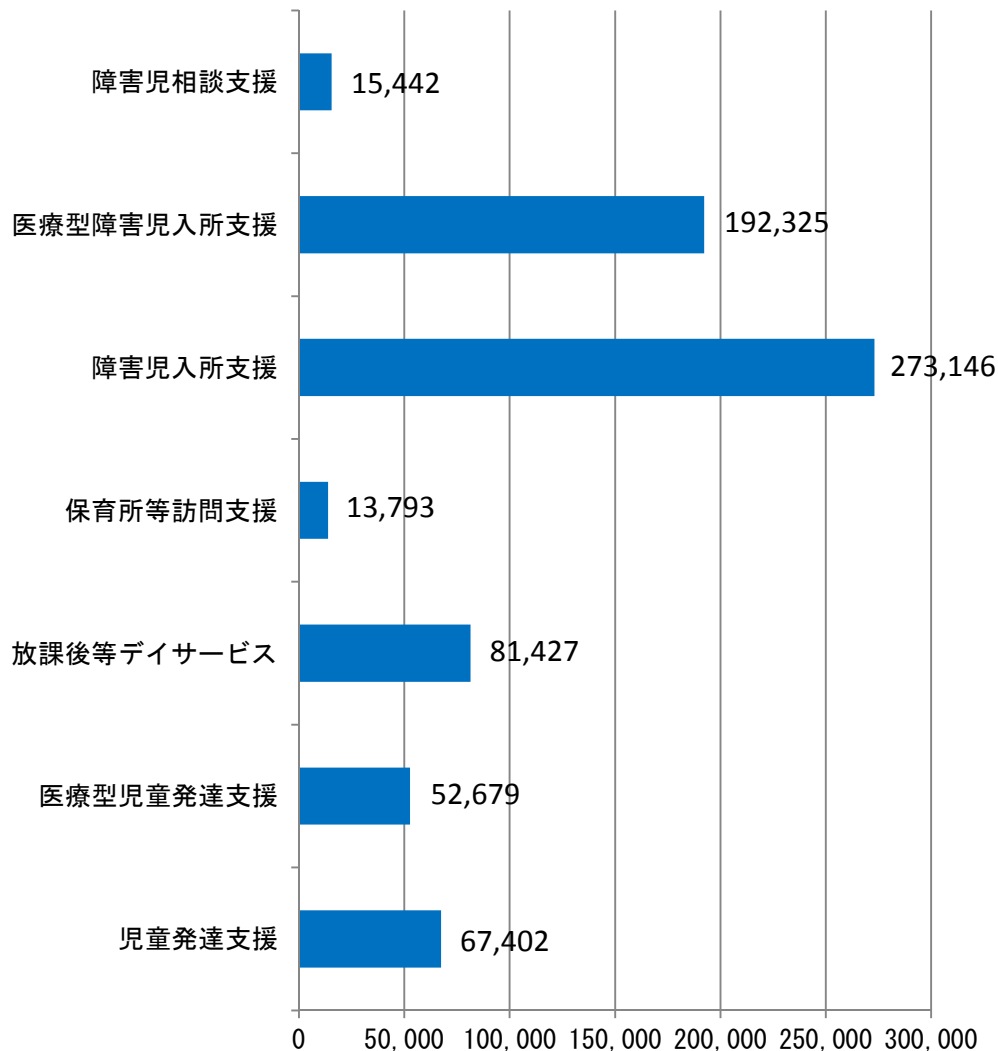
障害児給付費延べ利用者数

125,012人



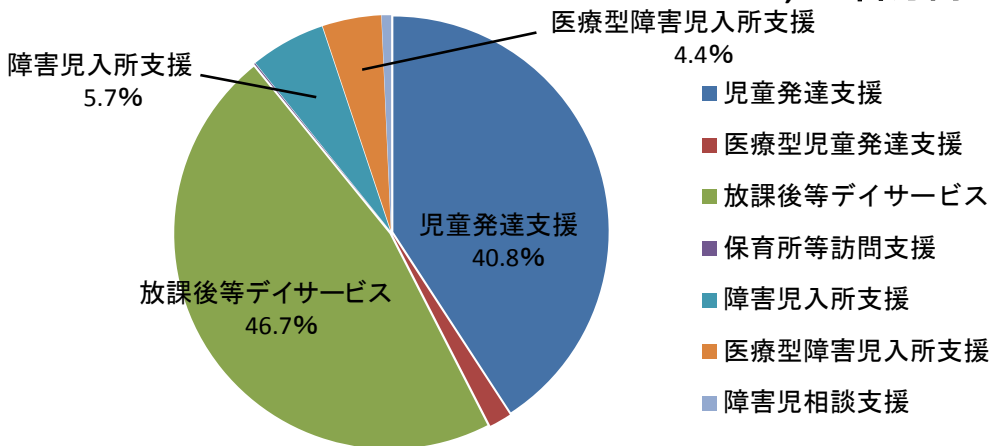
サービス種類別の1人当たり費用額

(単位:円)



障害児給付費延べ利用額

9,567百万円



※通所系サービスは国保連委託分のみ(1,719市町村のうち、1,707市町村)
入所計サービスは国保連委託分のみ(69都道府県市のうち、52都道府県市)

障害福祉サービス等の体系1

サービス名			利用者数	施設・事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ) 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	138,390	17,148
	重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う	9,262	5,929
	同行援護 者 児	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	19,321	4,969
	行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	7,125	1,211
	重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	35	10
日中活動系	短期入所(ショートステイ) 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	35,023	3,538
	療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	19,122	242
	生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	245,221	7,945
施設系	施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	134,247	2,630
居住系	共同生活介護(ケアホーム) 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	55,321	4,329
	共同生活援助(グループホーム) 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う	26,408	3,503
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練) 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,722	178
	自立訓練(生活訓練) 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	13,207	1,181
	就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	26,426	2,594
	就労継続支援(A型＝雇用型) 者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	27,404	1,527
	就労継続支援(B型) 者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	166,361	7,740

(注)1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

2. 利用者数及び施設・事業所数は平成25年3月現在の国保連データ。

障害福祉サービス等の体系2

		サービス名	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	57,929	2,365
	医療型児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。	3,011	112
	放課後等デイサービス 児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	54,819	3,115
	保育所等訪問支援 児	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。	550	116
障害児入所系	福祉型障害児入所施設 児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。	1,981	182
	医療型障害児入所施設 児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。	2,190	183
相談支援系	計画相談支援 者 児	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	26,237	2,579
	障害児相談支援 児	【障害児利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	4,532	702
	地域移行支援 者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。	547	262
	地域定着支援 者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡帳など、緊急時の各種支援を行う。	1,282	255
			その他の給付	

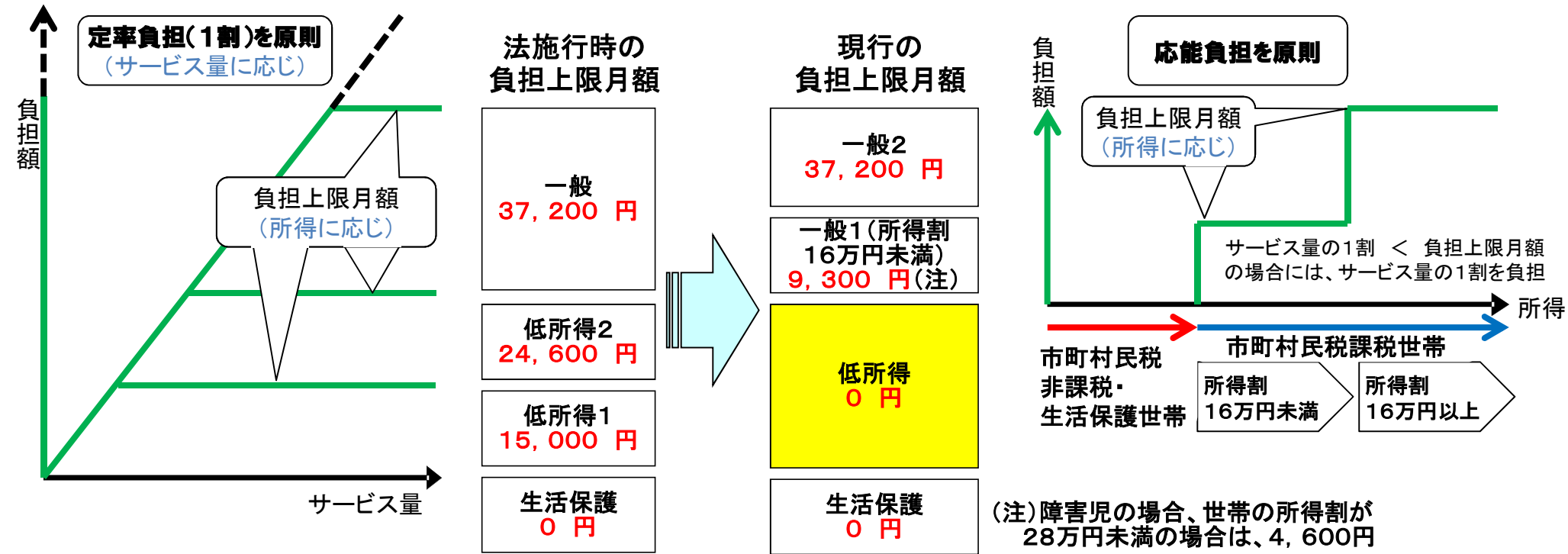
(注) 1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
2. 利用者数及び施設・事業所数は平成25年3月現在の国保連データ。

※障害児について、通所系サービスは国保連委託分のみ(1,719市町村のうち、1,707市町村)
入所計サービスは国保連委託分のみ(69都道府県市のうち、52都道府県市)

障害福祉サービス等の利用者負担に対する配慮

(居宅・通所サービスの場合【障害者・障害児】)

- ◆ 平成18年4月からの障害者自立支援法の施行により、定率負担を原則として、所得に応じて1月当たりの負担上限月額を設定(介護保険並び)
- ◆ 平成22年4月から、実質的な応能負担として、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化
- ◆ 平成24年4月から、法律上も応能負担を原則とすることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)



- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

※ 平成20年7月から障害者の負担上限月額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

平成25年3月の利用者負担額等データ(障害者自立支援法に基づく介護給付費等)

○ 障害福祉サービス利用者のうち、**93.3%**が無料でサービスを利用している。(H22.3 11.0% → H25.3 93.3%)

※市町村民税非課税世帯(低所得者、生活保護)は、利用者負担が無料。

○ 給付費全体に対する利用者負担額の割合は、**0.22%**となっている。(H22.3 1.90% → H25.3 0.22%)

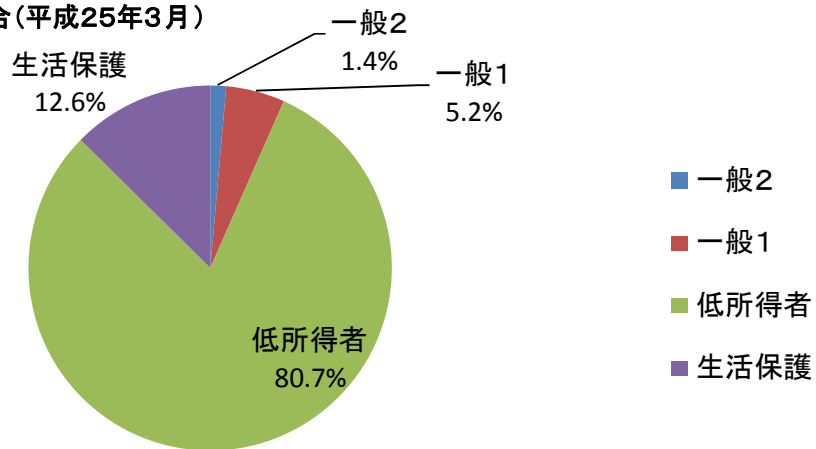
○障害福祉サービス

所得区分	平成25年3月				
	利用者数 (実数) (万人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)	利用者負担額 (億円)	負担率
一般2	0.9	1.4%	13.4	1.1	8.34%
一般1	3.4	5.2%	37.3	1.7	4.50%
低所得者	53.1	80.7%	1,087.9	—	—
生活保護	8.3	12.6%	109.9	—	—
計(平均)	65.7	100.0%	1,248.5	2.8	0.22%

(参考)

平成22年3月の負担率	
8.69%	一般2
5.67%	一般1
2.29%	低所得2
0.70%	低所得1
—	生活保護
1.90%	計(平均)

所得区分毎の割合(平成25年3月)



(内訳)

入 所: 15.3万人
GH・CH等: 8.6万人
居 宅: 16.0万人
通 所: 25.8万人

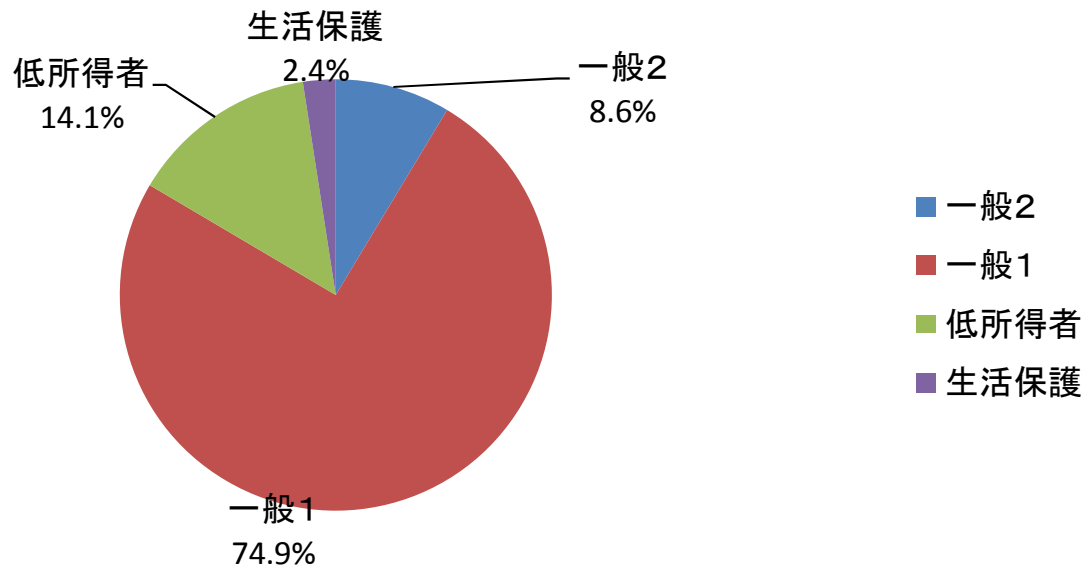
※平成24年3月時点では、

①無料でサービスを利用している者の割合は84.8%、
②給付費に対する利用者負担額の割合は0.40%、
であったが、平成24年4月からの制度改正で、障害者自立支援法の児童デイサービスが児童福祉法の障害児通所支援へ移行したこと等により、障害者自立支援法に係る利用者負担額の割合が減少している。

＜参考＞平成25年3月の利用者負担額等データ(障害児給付費)

所得区分	平成25年3月				
	利用者数 (人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)	利用者負担額 (億円)	負担率
一般2	10,303	8.6%	6.9	0.6	9.33%
一般1	89,645	74.9%	69.4	3.1	4.42%
低所得者	16,839	14.1%	15.6	—	—
生活保護	2,931	2.4%	3.1	—	—
計(平均)	119,718	100.0%	95.0	3.7	3.92%

所得区分毎の利用者数割合(平成25年3月)



(内訳)

入 所: 0.4 万人
通 所: 11.6 万人

※通所系サービスは国保連委託分のみ(1,719市町村のうち、1,707市町村)
入所計サービスは国保連委託分のみ(69都道府県市のうち、52都道府県市)

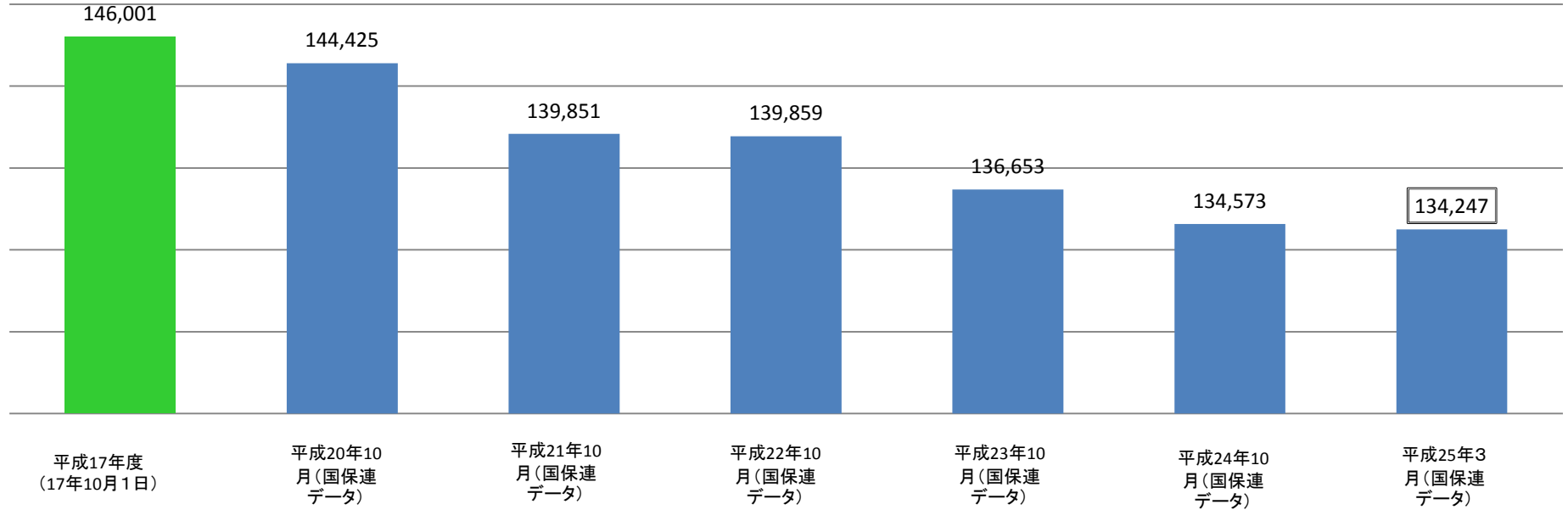
施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法前から着実に減少している。
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

○施設入所者数の推移

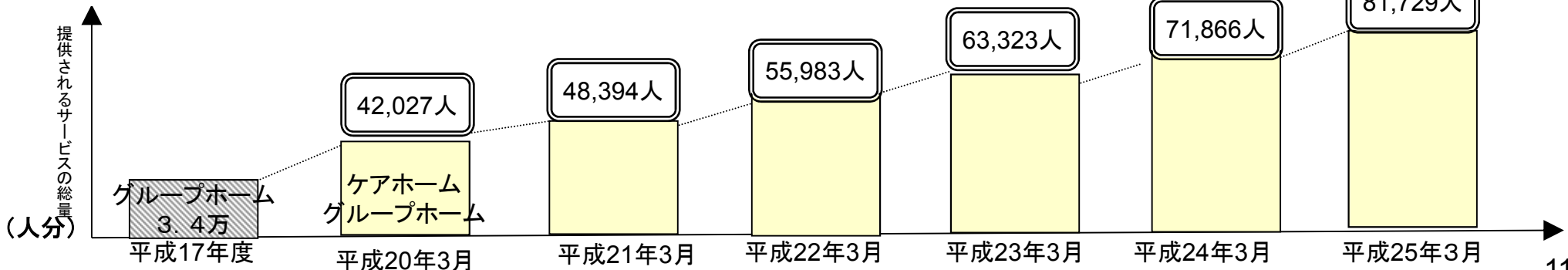
出典：国保連データ速報値等

入所者数(人)



○ケアホーム・グループホーム利用者の推移

出典：国保連データ速報値等



一般就労への移行の現状

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は約10年で4倍以上に増加している。

障害者総数約744万人中、18歳～64歳の在宅者の方、約332万人(内訳:身124万人、知27万人、精181万人)

一般就労への移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約 **25.0%** 障害福祉サービスが約 **63.0%**
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間 **1.3%(H15) → 3.6%(H23)**
 ※就労移行支援からは**20.1%(H23)**

障害福祉サービス (就労系)

・就労移行支援	約 1.6万人
・就労継続支援A型、福祉工場	約 1.3万人
・就労継続支援B型、旧法授産施設	約12.9万人
(平成23年10月)	

小規模作業所 約0.6万人(平成24年4月)

地域活動支援センター

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/ H15	<u>1.0</u>
2,460人/ H18	<u>1.9 倍</u>
3,293人/ H21	<u>2.6 倍</u>
4,403人/ H22	<u>3.4 倍</u>
5,675人/ H23	4.4 倍

企業等

ハローワークからの
紹介就職件数

59,367人

(平成23年度)

その他

2,128人/年

11,159人/年

4,420人/年

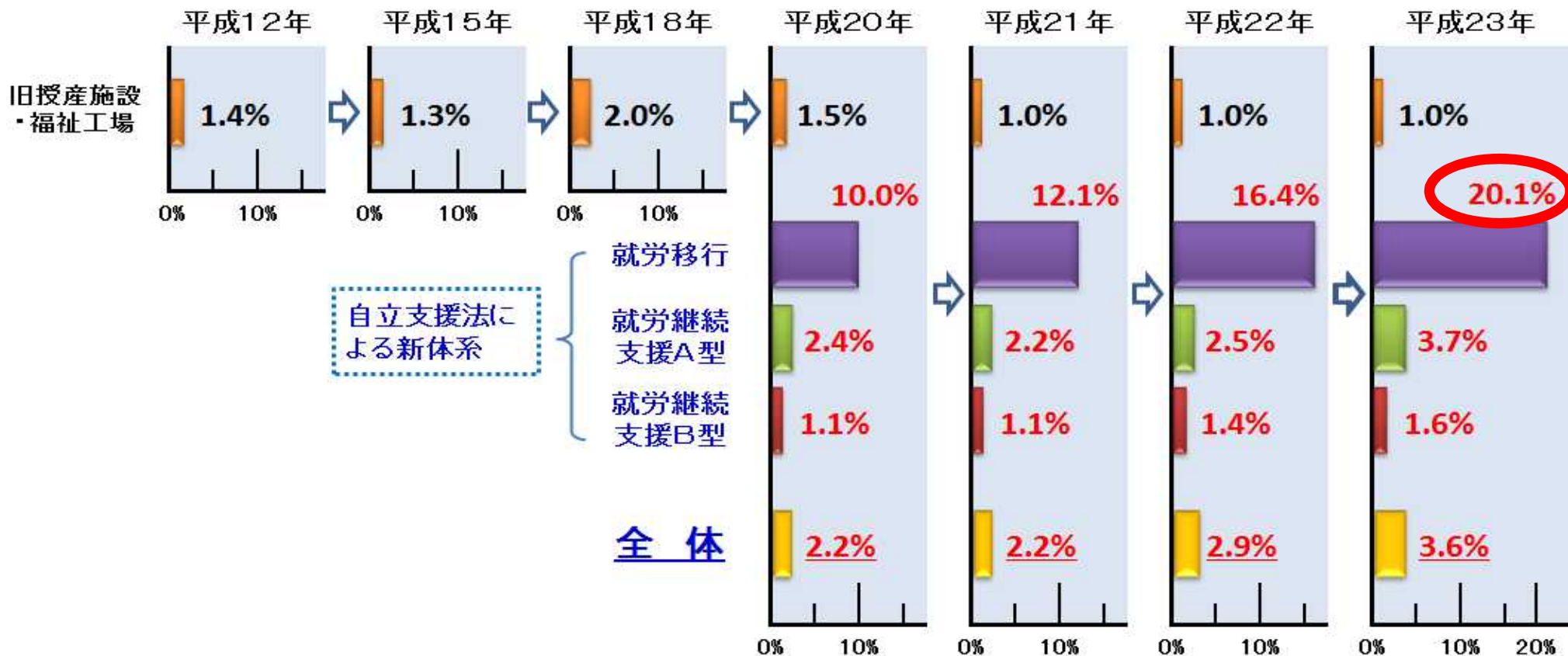
特別支援学校

卒業生17,707人/年 (平成24年3月卒)

就職

就労系の障害福祉サービスから一般就労への移行率と移行者数の推移

① 一般就労への移行率



② 一般就労への移行者数



支給決定プロセスの見直し等

サービス等利用計画については、平成24年度から対象を拡大し、平成27年度からは全ての利用者を対象とする。

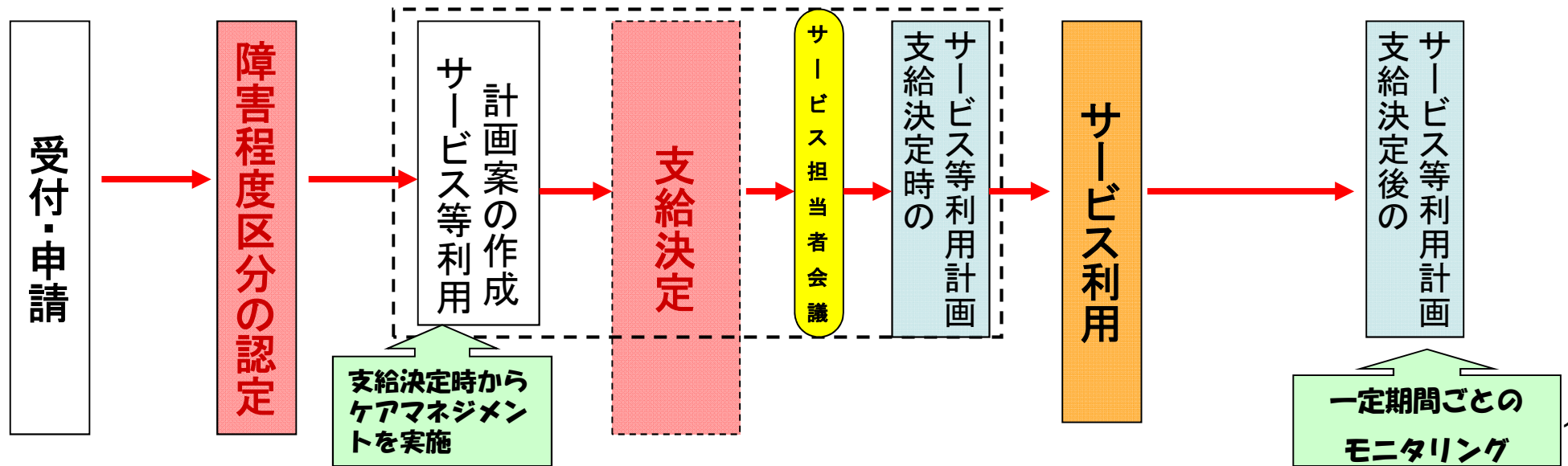
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勧案して支給決定を行う。

- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

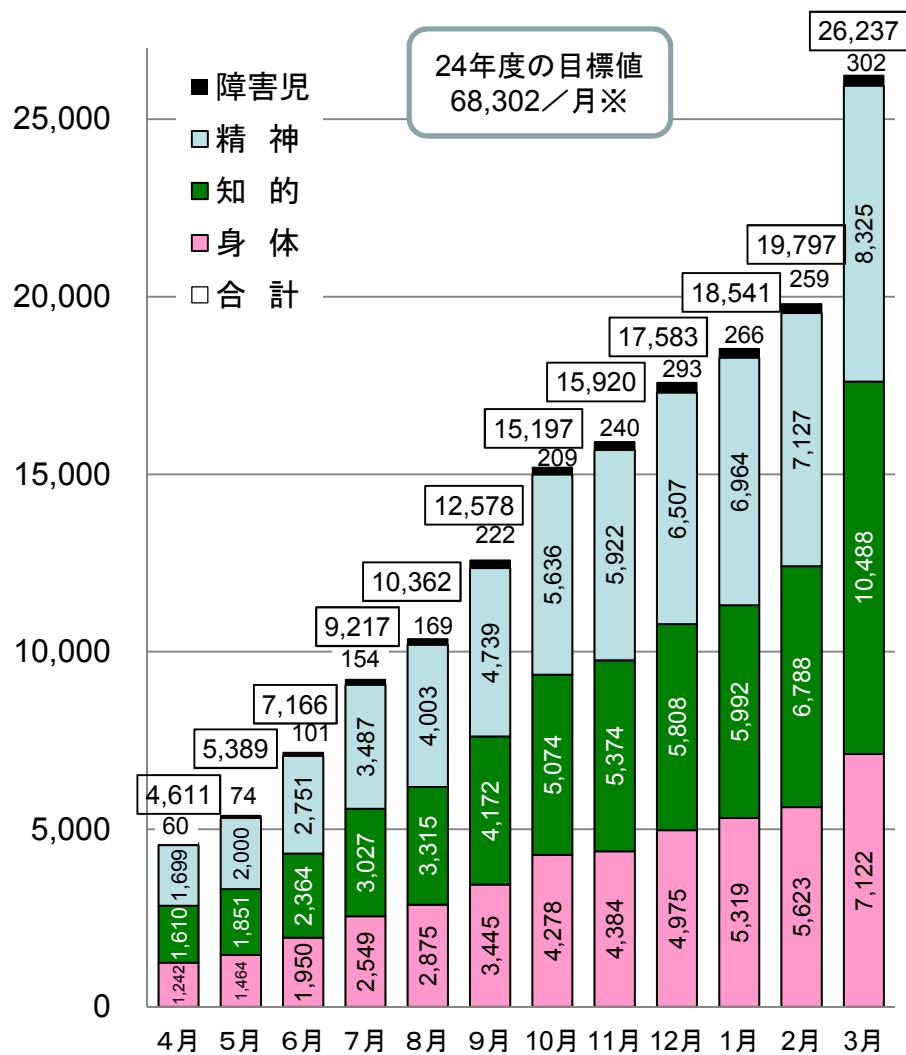
- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)



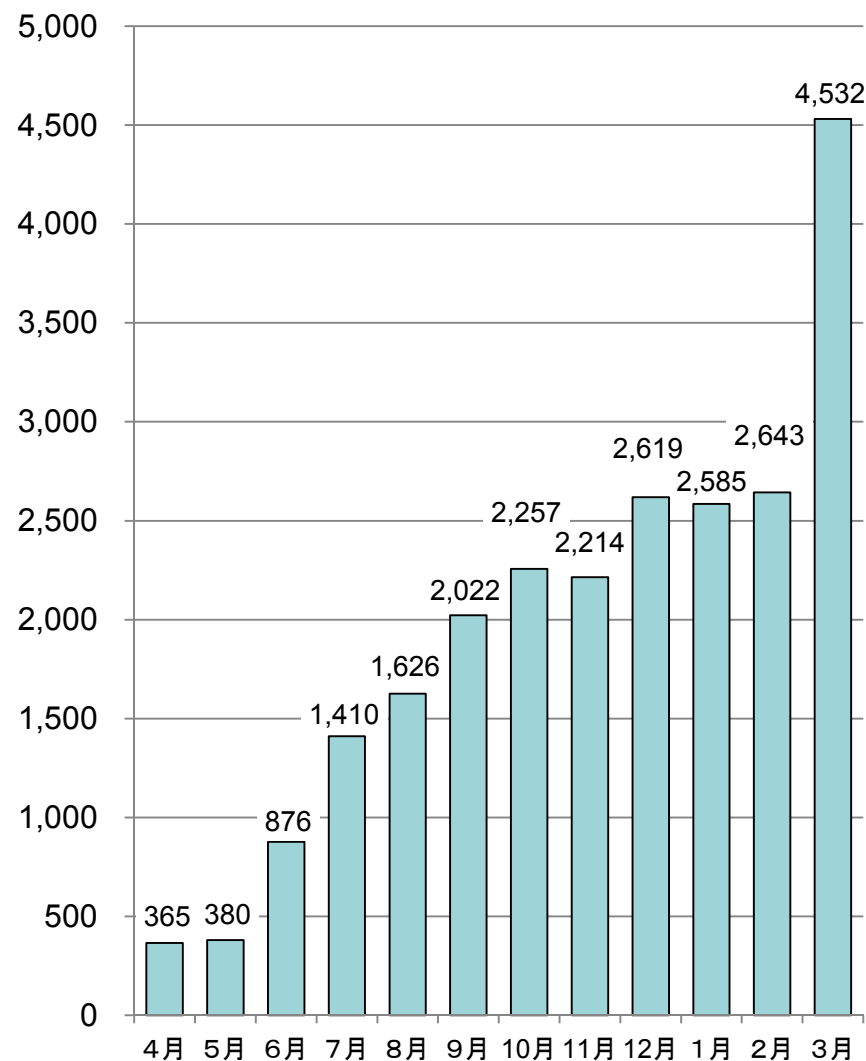
相談支援の利用状況（平成24年4月～）

国保連集計

計画相談支援



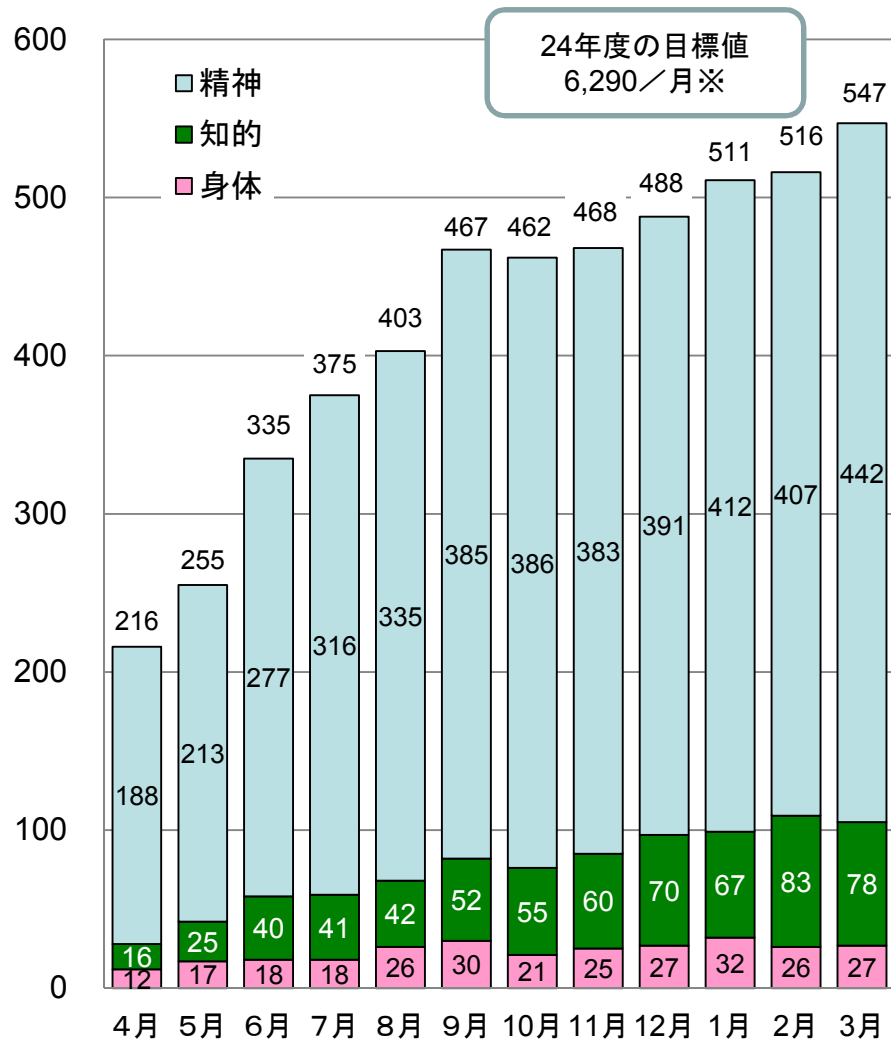
障害児相談支援



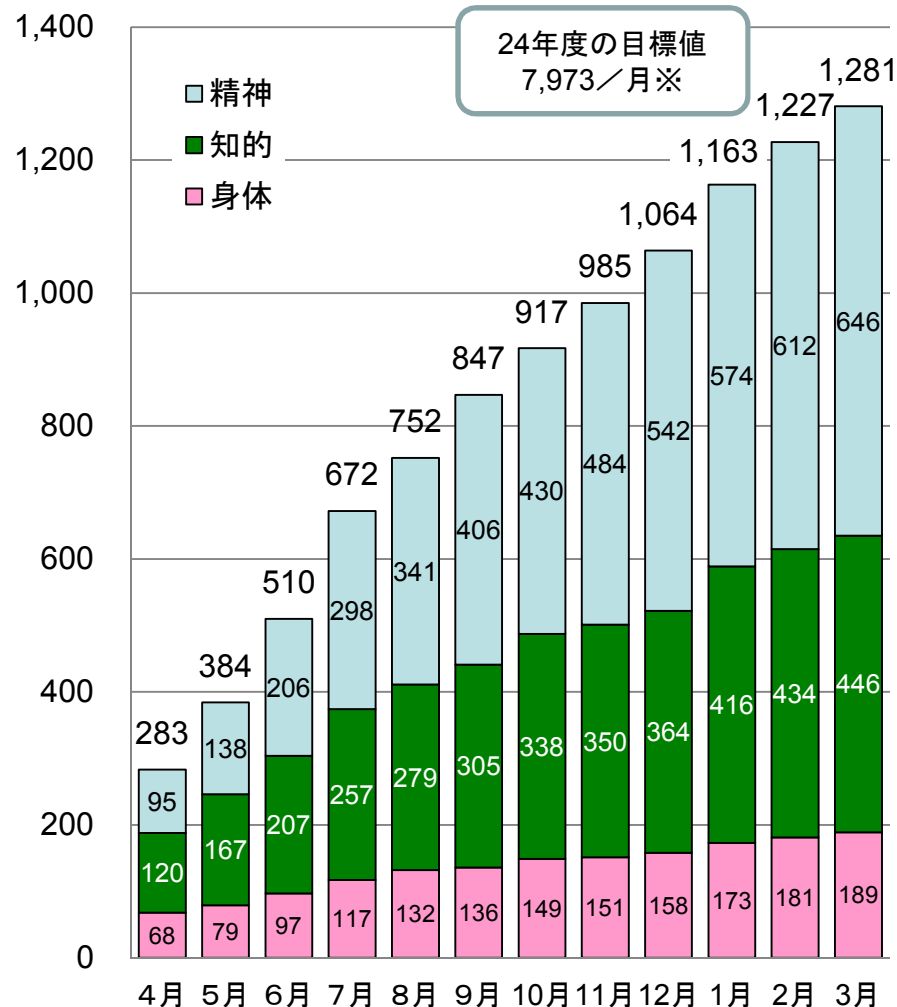
相談支援の利用状況（平成24年4月～）

国保連集計

地域移行支援



地域定着支援



※ 8月～3月分については障害児(1)を除く

障害福祉サービスの体系

<旧サービス> (支援費制度等)

居宅サービス

ホームヘルプ(身・知・児・精)

デイサービス(身・知・児・精)

ショートステイ(身・知・児・精)

グループホーム(知・精)

施設サービス

重症心身障害児施設(児)

療護施設(身)

更生施設(身・知)

授産施設(身・知・精)

福祉工場(身・知・精)

通勤寮(知)

福祉ホーム(身・知・精)

生活訓練施設(精)

24年4月から新体系へ完全移行

<新サービス> (障害者総合支援法)

訪問系

【介護給付】

- ホームヘルプ(居宅介護)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- ショートステイ(短期入所)

日中活動系(昼間)

以下から一又は複数の事業を選択

【介護給付】

- 療養介護 (医療型)
※ 医療施設で実施
- 生活介護 (福祉型)

【訓練等給付】

- 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援 (A型、B型)

【地域生活支援事業】

- 地域活動支援センター

居住系(夜間)

【介護給付】

- 共同生活介護
- 施設入所支援

【訓練等給付】

- 共同生活援助

【地域生活支援事業】

- 福祉ホーム

※この他、地域生活支援事業として移動支援等を制度化

平成24年度の児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

